

現場代理人及び配置技術者に関する確認事項

金額	種別	常駐・専任	資格	確認事項
建設工事を直接請け負い、 下請負契約の請負代金の合計額 が 4,000万円以上	現場代理人	現場に常駐	なし（会社の従業員又は役員）	会社の従業員又は役員
	監理技術者	現場に専任	1級土木施工監理技士 建設部門等技術士	監理技術者の資格証 監理技術者講習修了証(5年以内) 3ヶ月以上継続した雇用関係
請負代金の金額が 3,500万円以上	現場代理人	現場に常駐	なし（会社の従業員又は役員）	会社の従業員又は役員
	主任技術者	現場に専任	1級又は2級土木施工監理技士 建設部門等技術士 実務経験者(大卒3年，高卒5年(所定学 科卒)，その他10年以上)	同左資格 3ヶ月以上継続した雇用関係
請負代金の金額が 3,500万円未満	現場代理人	現場に常駐	なし（会社の従業員又は役員）	会社の従業員又は役員
	主任技術者	非専任(注3) 他の工事の非専 任の技術者と兼 任することができる。	1級又は2級土木施工監理技士 建設部門等技術士 実務経験者(大卒3年，高卒5年(所定学 科卒)，その他10年以上)	同左資格 現場代理人と主任技術者を兼務 した場合は専任となる。 3ヶ月以上継続した雇用関係

- 注
- 1) 発注者から直接請け負った建設工事につき、4,000万円以上下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可が必要。
 - 2) 現場代理人と監理(主任)技術者は、兼ねることができる。
 - 3) 現場代理人と兼務した場合は、3,500万円未満の工事であっても専任となる。
 - 4) 専任の監理(主任)技術者は、元請負業者と3ヶ月以上の雇用関係があることを確認する。
 - 5) 主任技術者の専任性は、下請負業者にも適用します。